

2019年6月6日

国立大学法人 名古屋工業大学
学 長 鶴飼 裕之 様

名古屋工業大学職員
執行委員長 大原



団体交渉の申し入れ

平成 16 年 12 月 9 日付け締結の「団体交渉に関する労働協約」により、下記内容についての団体交渉を申し入れます。

記

- 1 2 部の授業に従事する教員においては、最長で 21 時 15 分までの拘束時間及び授業準備等の業務時間が発生する。この労働に対して、適切な手当を支給することを求める。
夜 21 時 15 分までの労働に対して手当がまったく支給されていないことは認められない。2 部の授業の担当教員は 1 部の学生に対する授業も兼任しており、裁量労働制のみなし勤務時間である 7 時間 45 分を大きく超える勤務時間となっている。また、社会通念上、夜 21 時 15 分までの労働に対して手当が支払われないことは認められるものではない。「研究業務の他に講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間がおおむね 5 割に満たない程度である」との法令にも反している恐れがある。
- 2 育児部分休業、育児短時間勤務、子の看護休暇に関して、個々人のさまざまな事情を理解し、適用できる条件の緩和を求める。そのひとつとして、取得可能期間を現在の小学校就学までから、小学校卒業までに緩和することを求める。